

(別 紙)

## 有機フッ素化合物（P F A S）対策の推進を求める意見書（案）

有機フッ素化合物（P F A S）は、自然界では分解されにくく、体内に蓄積されやすい性質から「永遠の化学物質」とも呼ばれている。水や油をはじき、熱に強いなどの有用性から、泡消火剤や半導体製造、フライパン加工や撥水剤など幅広く用いられてきたが、近年、発がんなどの有害性や蓄積性などが明らかとなっており、我が国でもその一部は、製造、使用、輸出等が制限されている。

令和 2 年 5 月「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」において、水環境に係る目標値として、暫定的に 50ng/L（P F A S の内、我が国で規制している P F O S と P F O A の合算値）を設定した。このことを受け、環境省等が行った調査（令和 3 年度）で、全国 13 都府県 81 地点の河川や地下水などで国による暫定基準を大きく超える濃度が検出、さらに、令和 4 年度の調査では、16 都府県、111 地点で暫定基準の超過が明らかになった。各自治体はその後の調査や井戸の利用停止措置などの対応に追われている。

一例として、岡山県吉備中央町の浄水場では、暫定目標値の 28 倍もの P F A S が検出され、水源の上流には国の目標値の 9 万倍もの使用済み活性炭を入れたフレコンバッグの野積みが多数発見された。また、香川県観音寺市の浄水場内の井戸水（水道原水）からも暫定目標値を上回る P F A S が検出されており、全国各地で河川や井戸水から、あるいは人体の血中からも検出され、住民の不安はますます増大している。

米国では本年 4 月、飲料水に含まれる P F A S の基準を厳格に見直し、これまでの 70ng/L から P F O S 4 ng/L、P F O A 4 ng/L 等へと大幅に引き下げる決定をした。一方、我が国が暫定目標値として設定した 50ng/L という数値は、科学的根拠に乏しく、早急に見直す必要がある。

国民の不安を払拭するため、早急に存在把握や、より実効性のある対応はもちろん、国による健康影響及び環境に関する評価や、安全基準に対する科学的根拠に基づいた調査が早急に必要である。

よって、国においては、下記の事項を行うよう強く求める。

1 P F A S に対する最新の科学的知見等を踏まえて、健康影響及び環境に関する評価を明確にし、国民に分かりやすく示すこと。また、健康影響等が懸念される場合は、対策等もあわせて検討し、自治体への情報提供と必要な支援を行うこと。

2 自治体が実施する、地下水、土壌等の独自調査・検査等に対し、財政的支援をすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 日  
高 松 市 議 会

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 衆 | 議 | 院 | 議 | 長 | } | 宛 |   |
| 参 | 議 | 院 | 議 | 長 |   |   |   |
| 内 | 閣 | 総 | 理 | 大 |   |   | 臣 |
| 財 | 務 | 大 | 臣 |   |   |   |   |
| 環 | 境 | 大 | 臣 |   |   |   |   |